

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 12 月 26 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600548号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600210号

第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額としてそれぞれ記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年1月5日
② 平成17年7月30日
③ 平成18年7月30日
④ 平成19年1月5日
⑤ 平成19年7月30日
⑥ 平成20年1月5日
⑦ 平成20年9月5日
⑧ 平成21年1月5日
⑨ 平成24年1月5日
⑩ 平成24年9月5日
⑪ 平成25年9月5日
⑫ 平成26年1月5日

A社から請求期間①から⑫までに支給された賞与について、事業主は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間の賞与支払届を提出しており、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。調査の上、当該賞与を保険給付の対象として記録し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の経理業務を受託している会計事務所から提出された請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）により、請求者は、A社から各請求期間に賞与の支給を受けていることが確認できる。

また、源泉徴収簿により確認できる社会保険料控除額並びにA社の社会保険事務を受託している社会保険労務士から提出された請求者の請求期間の一部及び当該期間前後の期間に係る賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により確認できる厚生年金保険料控除額から判断すると、別表の第1欄に掲げる各請求期間の賞与について、当時の厚生年金保険料率ではなく、誤った厚生年金保険料率により算出された厚生年金保険料が、事業主により各賞与から控除されていることが推認できる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、源泉徴収簿及び賃金台帳から、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、政府の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第1欄	第2欄
請求期間	標準賞与額
① 平成17年1月5日	24万4,000円
② 平成17年7月30日	24万4,000円
③ 平成18年7月30日	23万8,000円
④ 平成19年1月5日	23万2,000円
⑤ 平成19年7月30日	23万2,000円
⑥ 平成20年1月5日	22万7,000円
⑦ 平成20年9月5日	22万2,000円
⑧ 平成21年1月5日	22万2,000円
⑨ 平成24年1月5日	20万7,000円
⑩ 平成24年9月5日	20万3,000円
⑪ 平成25年9月5日	19万9,000円
⑫ 平成26年1月5日	19万9,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600561号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600211号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月

A社から平成17年7月に20万円の賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録がないので、調査の上、当該賞与を記録して年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成17年上期賞与明細書の写しにより、請求者が請求期間にA社から20万円の賞与を支給されたことが確認できる。

しかしながら、上記明細書の写しからは、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、請求者は、当該賞与に係る厚生年金保険料を現金で支払ったこと、及び給与から控除されたことはない旨陳述している。

また、A社の事業主は、請求者の請求期間に係る賃金台帳等を保管していないため、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している上、B健康保険組合は、請求者の請求期間に係る賞与の記録はない旨回答している。

さらに、請求者の請求期間当時の住所地であるC市は、請求期間当時に係る課税資料については、保存期間経過のため保管していない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。